

5.1.10 建設リサイクル法

本法の正式な名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」です。しかし長いので、本稿では略称として使われている建設リサイクル法とします。本法では、建築物の解体工事で発生する廃棄物を分別解体し、再資源化する仕組みを定めています。制定されたのは2000年ですが、以降、建設廃棄物の再資源化率が向上し、2005年の時点で90%を超えています。

表1に建設リサイクル法の抜粋を示します。下記の章で構成され、罰則まで含めると53条です。

- 1章：総則（目的と定義）
- 2章：基本方針（発注者の責務など）
- 3章：分別解体の実施（工事計画の届出など）
- 4章：再資源化の実施（資源化と減容）
- 5章：解体工事業の申請と認可（登録要件など）
- 6章：雑則 7章：罰則

1. 総則（目的と定義）・関係者の責務

（1条～8条）

目的は「工事業業者の登録制度を実施して、特定建設資材の分別・解体・再資源化・廃棄物の減量化を促進し、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与すること」となっています。特定建設資材は、施行令でコンクリート、コンクリートと鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4種類と規定されています。アスファルト・コンクリートは、道路工事でよくみられる舗装材で、アスファルトとコンクリートの混合物です。

基本方針は主務大臣が決める基本的な方策と目標です。5条では建設事業者の責務として、建設廃棄物の発生抑制、再資源化の費用低減、再生資材の利用を求めています。6条では工事発注者に、適

正な費用の負担と建設資材廃棄物の再資源化を求めています。

2. 分別解体と再資源化（9条～20条）

9条では本法の対象とする工事を定め、受注者と各下請負人に分別解体の実施義務を課しています。対象工事は政令で次の4種類となっています。①床面積80m²以上の建築物の解体工事、②床面積500m²以上の建築物の新築・増築工事、③請負代金が1億円を超える②以外の新築工事、④請負代金が500万円を超える非建築物の解体・新築工事。10条～15条では対象工事の届け出期限と、届け出内容（解体建築物の構造、特定建設資材の種類、工事着手の時期と工程、建設資材の量）を規定しています。工事計画が主務省令で定める基準に適合しない場合は、都道府県知事が計画の変更を含む措置を命ずることができます。分別解体に続く再資源化は受注者の義務とされています。再資源化の方法は、コンクリートなら工事現場で粗割して専用の施設に搬入し、プラントで破碎と選別を行い、道路舗装の碎石やコンクリートの骨材にします。アスファルト・コンクリートも専用の施設に搬入し、破碎後に加熱して再びアスファルト混合物にします。木材はチップ化して、主にバイオマス発電所やセメント工場の燃料にします。しかし再資源化施設が近傍に存在しない場合は、縮減処理（焼却、脱水、圧縮）も認められています。

3. 解体工事業（登録要件など）

解体工事業業者は、5年ごとに都道府県知事に登録を申請し、認可を受ける必要があります。登録の要件には、解体工事の施工技術の確保や、技術管理者の設置が求められています。一方、過去の取消し処分からの経過年数不足など、9件の登録拒否要件も決められています。（おわり）

表1. 建設リサイクル法の構成（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）：（抜粋・補足）

条	内容
	1章 総則
1	（目的）：この法律は工事事業者の登録制度を実施して、特定建設資材の分別・解体・再資源化・廃棄物の減量化を促進し、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与することを目的とする。
2	（定義）：「再資源化：資材または原材料として利用できる状態にする行為と、熱を得ることに利用できる状態にする行為」「特定建設資材：①コンクリート、②コンクリートと鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート」「縮減：焼却、脱水、圧縮」
	2章 基本方針等
3.4	（基本方針：主務大臣が決める方向・方策・目標）（実施指針：都道府県知事が決める指針）
5	（建設業を営む者の責務：建設廃棄物の発生抑制、再資源化の費用低減、再生資材の利用）
6.8	（発注者の責務：費用の負担、建設資材廃棄物の再資源化の促進）（国と地方公共団体の責務）
	3章 分別解体の実施
9	1 （分別解体実施義務：受注者と各下請負人。主務省令で定める基準で分別解体する）
	3 建設工事の規模に関する基準：①建築物の解体工事（床面積 80m ² ）、②建築物の新築・増築工事：床面積 500m ² 、③前号以外は請負代金が 1 億円、④建築物以外：請負代金が 500 万円
10	1 （対象建設工事の届出：工事に着手する日の七日前まで。内容は解体建築物の構造・使用特定建設資材の種類・工事着手の時期と工程・建設資材の量の見込み）
11.12	（国等に関する特例）（対象建設工事の届出事項の書面説明：発注者から請負者に）
13	（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項（含む変更時）：分別解体の方法と解体工事に要する費用（署名・押印・相互交付）、他）
14.15	（助言・勧告・命令：都道府県知事による）
	4章 再資源化等の実施
16.17	（受注者の再資源化実施義務、または縮減の義務（再資源化施設がない場合））
18.20	（都道府県知事による助言・勧告・命令）
	5章 解体工事業
21.34	（解体工事業者の登録：5年ごと）（登録の申請）（登録の実施）（登録の拒否：9要件）（変更の届出）（解体工事業者登録簿の閲覧）（廃業の届出）（登録の抹消）（登録の取消し時の解体工事の措置）（解体工事の施工技術の確保）（技術管理者の設置）（技術管理者の職務）（標識の掲示）（帳簿の備付け等）
35.37	（都道府県知事：報告要請と検査、登録の取消し、主務省令への委任）
	6章 雑則
38.47	（分別解体と再資源化費用の請負代金の額への反映）（下請負人に対する元請業者の指導）（再資源化をするための施設の整備）（利用の協力要請）（報告の徴収）（立入検査）（主務大臣等）（権限の委任）（経過措置）
	7章 罰則（48条～53条） 附 則